

# 金武町農業委員会の農業委員及び 農地利用最適化推進委員の募集要領

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が選挙制と選任制の併用から、議会の同意を要件とする町長の任命制となります。

また、農地の利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することが義務付けられました。

この農業委員と最適化推進委員は一般募集のほか、3名の農業者からの推薦及び農業に関係する団体からの推薦などにより広く候補者を募ることになりました。

なお、応募又は推薦いただいても必ずしもこれらの委員に確定するものではないことをご了承ください。

## 記

### 1 募集定数

- (1) 農業委員 6名
- (2) 農地利用最適化推進委員 5名

### 2 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)まで(土日、祝祭日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分まで(昼12時から午後1時まで除く)

### 3 申込書の提出先

- (1) 農業委員 . . . . . 役場2階 農林水産課
- (2) 農地利用最適化推進委員 . . . . . 役場2階 農業委員会

### 4 応募及び推薦の資格

いずれの委員も応募又は推薦できるのは、次に掲げる資格要件を満たしている者です。

- (1) 金武町に住所を有するもので、金武町農業委員会の区域内において、10アール以上の農地につき耕作を営む者
  - (2) 一般推薦を行う者は、前号に規定する面積の農地につき耕作を営む農業者3名が連名し、当該農業者の代表者が推薦するものとする
  - (3) 団体推薦を行う団体は、第1号に規定する面積の農地につき耕作を営む団体の代表者又は農業に関係する団体の代表者が推薦するものとする
- [次号の要件は農業委員に限る]
- (4) 農業委員会の所掌事務に利害関係のない者

【※耕作面積は、事前に農業委員会で確認してください】

### 5 応募及び推薦の方法

いずれの委員も応募される方は「様式第1号」に、一般推薦する場合は「様式第2号」に、団体推薦する場合は「様式第3号」に必要事項を記載し、押印のうえ持参又は郵送いずれかの方法によりそれぞれの提出先へ提出して下さい。

(個人情報徴収関係の同意が必要です)

(次頁へ続く)

## 6 候補者の選考

### (1) 農業委員候補者

応募及び推薦を受けた候補者は「金武町農業委員候補者評価委員会」において評価し、町長へ報告します。報告を受け町長は議会の同意を得た後、農業委員として任命します。

### (2) 農地利用最適化推進委員

応募及び推薦を受けた候補者は「金武町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」において評価し、農業委員会へ報告します。報告を受け農業委員会は委嘱しようとする者を選定し、総会の承認を得て推進委員として委嘱します。

## 7 任期

### (1) 農業委員

農業委員の任期は令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

### (2) 農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員の任期は委嘱の日から令和11年9月30日まで

## 8 主な職務

### (1) 農業委員

農地法等に基づく農業委員会の権限に属する審議のほか、農地利用の最適化に関する事項について農地利用最適化推進委員と一体となって活動します。

会議等は毎月1回程度の総会のほか、研修会等への出席となります。

### (2) 農地利用最適化推進委員

農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消など農地利用の最適化に関する事項について、農業委員と一体となって活動します。

担当する地区が割り当てられ、その地区内の農地の最適化を推進します。

## 9 身分

いずれの委員も、地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員です。

## 10 公表

いずれの委員に応募された候補者の氏名、年齢、性別、推薦団体等の情報については、農業委員会等に関する法律の規定により募集期間中及び終了後、インターネット等において公表することとなります。

※応募及び推薦に関する問い合わせ先

金武町農業委員会 事務局 (〒904-1292 金武町字金武1番地 )

(電話) 968-4717